

事務連絡
令和5年2月15日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 介護保険担当主管部（局） 御中
〔中核市〕

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、マスク着用の考え方について、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「2月10日付け事務連絡」という。）（別添）のとおり、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とされました。

特に高齢者施設等におけるマスク着用の取扱いについては、下記のとおりですので、その内容を御了知の上、都道府県等介護保険担当主管部局におかれても、衛生主管部局等と連携して、貴管内の高齢者施設等へ周知対応いただくよう、よろしく願いいたします。

記

- 2月10日付け事務連絡の2において、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨す

ることとされていること。

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※)に乗車する時(当面の取扱)
※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

- 2月10日付け事務連絡の4において、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中(※)のマスクの着用を推奨することとされていること。引き続き、マスクの着用をはじめ、感染対策の適切な実施にご尽力いただきたいこと。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設等の管理者等が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。

【別添】

「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

事務連絡
令和5年2月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方の見直し等について
(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(令和4年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡)に基づく対応をお願いしてきましたが、令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- ・ 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、(中略)着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- ・ また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされてきました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床使用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いています。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザリーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とします。つきましては、本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、下記のとおり対応をお願いいたします。

この取扱いは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体・事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用いたします。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願いいたします。

あわせて、リーフレットを別紙のとおり作成していますので、周知にご活用ください。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、今般の見直しを受けた保育所等における子どものマスク着用の取扱や、医療機関や高齢者施設等における対応については、それぞれ当省所管部局より各自治体の所管部局宛に別途連絡することを申し添えます。

記

1. 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いすること。

（参考）学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

2. 着用が効果的な場面の周知等

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
 - (1) 医療機関受診時
 - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
 - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。

3. 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

4. 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

5. 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。
※ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

(参考) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、必要に応じ「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することとなる。

6. 基本的感染対策

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いすること。

(参考) マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

- 「これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>
- 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第116回（令和5年2月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

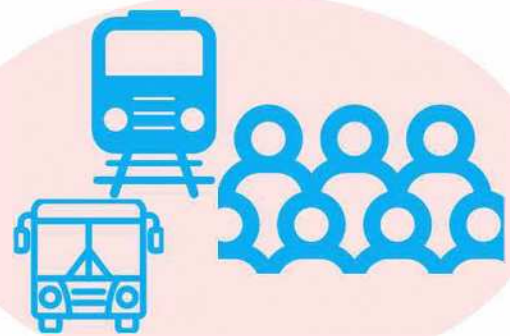
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



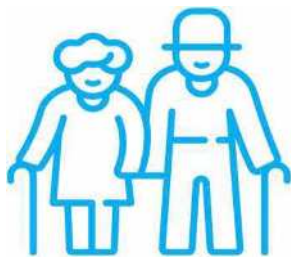
受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

事務連絡
令和4年2月9日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「「適切なケアマネジメント手法」普及推進セミナー～時代が求めるケアマネジメントのあり方と実践～」のご案内について

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「適切なケアマネジメント手法」の策定に携わった先生方より、ケアマネジメントの基本となる考え方や手法の起こりについてご講演いただくとともに、「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業」（令和4年度老健事業）において実施した「適切なケアマネジメント手法実践研修」の実施結果の報告等をするため、標記セミナーを開催することとなりました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、内容をご確認の上で、研修実施機関、管内市町村、関係機関等に周知頂くとともに、管内市町村を經由し、管内の居宅介護支援事業所等へ展開するようお願いいたします。

また、貴都道府県の職員の方にも幅広く参加いただきたいと考えておりますので、参加のご検討をお願い申し上げます。

【別添資料】

- セミナー案内のチラシ

記

- 主 催： 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター
- 開催方法： オンライン方式
- 概 要：（詳細は別添参照）

日時・参加 URL	3月16日（木）13:00～17:00 https://www.youtube.com/watch?v=7U-7oCnwJLU
内容	・第1部 今後のケアマネジメントに向けて ～ケアマネジメントの基本となる考え方～ ・第2部 「適切なケアマネジメント手法」の実践に向けて ～「適切なケアマネジメント手法」の起こりと全国での研修～
主な対象者	・介護支援専門員 ・自治体職員（都道府県、市町村） ・研修実施機関、関係機関等 ・令和4年度実践研修参加者、及び開催地域の関係者 ・「適切なケアマネジメント手法」に関心のある方 ・「適切なケアマネジメント手法実践研修」に関心のある方

- 4 参加方法： 申込み不要（URL をクリックしてご参加下さい）
- 5 定 員： 制限なし
- 6 参加費用： 無料

【担当】

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課 人材研修係

電 話：03-5253-1111（内線 3936）

F A X：03-3503-7894

「適切なケアマネジメント手法」普及推進セミナー

～時代が求めるケアマネジメントのあり方と実践～

主催：株式会社日本総合研究所

「適切なケアマネジメント手法」は、要介護高齢者の生活の継続を支えるうえで重要な支援内容を体系化した手法です。

本セミナーは、「適切なケアマネジメント手法」の理解を深め、実践に活かすことを目的に開催いたします。手法の策定に携わった委員の先生方より、ケアマネジメントの基本となる考え方や手法の起こりについてご講義いただきます。併せて、令和4年度に実施した「令和4年度 適切なケアマネジメント手法 実践研修」（全国で約1,000名が参加）の結果を報告します。

介護支援専門員をはじめ「適切なケアマネジメント手法」にご関心のある方はどなたでもお気軽にご参加ください。

■ 開催日時

令和5年3月16日（木）13:00～17:00

■ 開催方法・参加方法

YouTubeライブで配信します。時間になりましたら、以下のURLにアクセスしてください。

<https://www.youtube.com/watch?v=7U-7oCnwJLU>

※事前の**申し込みは不要**です。

※後日、株式会社日本総合研究所の公式YouTubeにてアーカイブ配信を行います。



■ プログラム

時間	内容	講師
13:00～13:10	開会	
第1部 今後のケアマネジメントに向けて ～ケアマネジメントの基本となる考え方～		
13:10～13:45	講演① 適切なケアマネジメントに活かす！高齢者の意思決定支援	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 在宅医療・地域医療連携推進部 部長 三浦 久幸 氏
13:45～14:20	講演② 尊厳の保持と自立支援へ向けて	公益社団法人日本医師会 常任理事 江澤 和彦 氏
14:20～14:55	講演③ 地域の医療介護連携の在り方	医療法人博仁会 志村大宮病院 理事長・院長 鈴木 邦彦 氏
14:55～15:10	休憩	
第2部 「適切なケアマネジメント手法」の実践に向けて ～「適切なケアマネジメント手法」の起こりと全国での研修～		
15:10～15:45	講演④ 適切なケアマネジメント手法の起こり	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授 石山 麗子 氏
15:45～16:20	講演⑤ 令和4年度「適切なケアマネジメント手法実践研修」結果報告	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアマネジャー 齊木 大 氏
16:20～16:55	講演⑥ ケアマネジメントを巡る動きと今後の期待	厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課長 笹子 宗一郎 氏
16:55～17:00	閉会	

■ お問い合わせ先

株式会社日本総合研究所 創発戦略センター 適切なケアマネジメント手法研修会事務局 辻本、多田

E-mail : 100860-care@ml.jri.co.jp ※事務局内での共有・管理のため、メールでのご連絡をお願いしております。

本セミナーは、令和4年度老人保健健康増進等事業「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業」の一貫として、株式会社日本総合研究所が実施するものです。

4介第 1173 号
令和 5 年（2023 年）2 月 17 日

市町村 高齢者福祉担当部長
広域連合介護保険担当部長 様
（諏訪、木曾、北アルプス）

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

上伊那圏域及び長野圏域の感染警戒レベル小康期への引下げについて（依頼）

日頃は、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、標記について、2 月 16 日の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で決定されました。

つきましては、別添資料の内容について、ご協力いただくとともに、貴市町村・貴広域連合所管（指定）の老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業者の管理者に周知願います。

担 当	介護支援課施設係
（課長）	油井 法典 （担当）川村亜由美
電 話	0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 1 3
ファックス	0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 9 4
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

上伊那圏域及び長野圏域の 感染警戒レベルを小康期に引き下げます

1 感染の状況等

直近1週間(2月9日~15日)の新規陽性者数は上伊那圏域においては226人(人口10万人当たり125.63人)、長野圏域においては740人(人口10万人当たり138.91人)と、県独自の感染警戒レベルにおいて、レベル3の目安となる基準(人口10万人当たり150.0人以上)をそれぞれ下回っており、感染拡大のリスクが低下したと認められます。

このため、上伊那圏域及び長野圏域の感染警戒レベルを3(注意)から小康期に引き下げます。

【県内の感染警戒レベル等の状況】

レベル	圏域【直近1週間の新規陽性者数(人口10万人当たり)】
3 (注意)	佐久【425人(207.90人)】、上田【326人(168.12人)】、 諏訪【425人(219.25人)】、南信州【373人(240.10人)】、 松本【778人(183.63人)】、北信【146人(176.87人)】
小康期	<u>上伊那【226人(125.63人)】</u> 、木曾【13人(51.02人)】、 北アルプス【62人(110.25人)】、 <u>長野【740人(138.91人)】</u>

2 県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様におかれましては、基本的な感染対策を継続するなど新型コロナや季節性インフルエンザに気を付けながら、日常を取り戻していきましょう。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 高野 雅彦 (担当) 北澤 浩
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

(参考)

県内の感染警戒レベル (R5. 2. 16 現在)

レベル3の圏域

6 圏域 佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、南信州圏域、松本圏域、北信圏域

小康期の圏域

4 圏域 上伊那圏域、木曾圏域、北アルプス圏域、長野圏域

